

自転車に乗るということ

2017年12月7日、神奈川県川崎市で電動自転車に乗っていた女子学生と、歩道を歩いていた近くに住む無職女性(77)が出会いがしらに衝突。女性は転倒して頭を強く打ち病院に搬送されたが、2日後に死亡。

女子学生は当時、左耳にイヤホンを付け左手にスマートフォンを持ち、右手には飲み物を持っていました。2018年8月、女子大生に禁固2年、執行猶予4年の判決がでた。

※禁固2年、執行猶予4年とは、わかりやすくいと・・・「禁固2年の刑を言い渡すけれど、今後4年間何も悪いことをしなければその時点でもう刑務所に行かなくていいよ。逆に4年間のうちにまた悪いことをしたら刑務所に行ってもらうよ。その時には今回の禁固2年の刑に次に犯した犯罪の刑罰も加わることになるから長くなるよ。気を付けてください。」という感じです。【禁固刑】刑務所に入れられること。】

本来、周囲に注意を向けながら自転車を運転しなければならないのに、スマートフォンなどを見ながら自転車に乗ってしまうと、注意がスマートフォンにいってしまい、周りを見ることができなくなってしまいます。この事故の女子大生も「ぶつかるまで気づかなかった」と話していたそうです。また、イヤホンで音楽を聴くのも、周りの音を聞くことができなくなるので、非常に危険で、「ながら運転」も「イヤホンをして運転」も禁止行為となっています。

男子小学生(11)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の重傷を負い、意識が戻らない状態となった。

この事故に対し、神戸地方裁判所は平成25年7月4日、男子小学生に対し、賠償額9,521万円の判決を下した。

小学生に賠償金？ しかも9,521万円？

「高い」と思いますか？ ですがよく考えてみてください。被害者の女性はこの事故で一瞬にしてこの先過ごしていくであろう何十年もの時間を失ってしまったのです。

未成年者であっても、軽車両である自転車が法令違反等により交通事故を起こしてしまった場合、自動車での事故と同様に、**様々な責任**が生じます。

この場合、未成年者である小学生には到底払える額ではありません。したがって保護者に賠償責任が課されます。

「**様々な責任**」とありますか、どんな責任かわかりますか？

大きくわけると3つの責任が生じてきます。

1 道義的な責任

事故を起こして相手を傷つけてしまったら、加害者となった責任の重さを噛み締め、被害者を見舞い、誠実に謝罪しなくてはいけません。

2 刑事上の責任

交通違反をして、事故を起こすと刑事上の責任を問われます。違反や被害の程度によっては重過失致死傷罪に問われ、重い刑罰が科せられます。

3 民事上の責任

損害を賠償する責任があり、多額の賠償金が発生することもあります。

加害者が未成年者であり、本人が支払えない場合は保護者が支払うことになります。

安心して自転車に乗るためにも「**自転車保険**」に加入しましょう。

「**TSマーク**」を知っていますか？自転車安全整備店で自転車安全整備士が点検・整備し、道路交通法で決められている基準に適合していると確認された自転車に貼付され、「賠償責任保険」と「損害保険」が点検を受けてから1年間付帯しています。

その他に個人賠償責任保険など任意の保険もあります。万が一の事故に備えて加入しておくと安心です。

TSマークの種類と付帯保険の補償内容

TSマーク	第一種TSマーク (青マーク)	第二種TSマーク (赤マーク)
●入院15日以上 ○死亡・重複後遺障害(1~4級) ○死亡・重複後遺障害(1~4級)	(一律) 1万円 (一律) 30万円 (最高額) 1,000万円	(一律) 10万円 (一律) 100万円 (最高額) 5,000万円
●死亡・重複後遺障害(1~7級)		

便利な乗り物である自転車で、ちょっとした油断と自分勝手な思い込みなどで交通事故を起こしてしまったら、相手の人生と、自分の人生、そして大切な家族の人生すらも一瞬で変えてしまうことになります。

自転車のルールを覚えよう

自転車は道路交通法上、「軽車両」といわれ、車両の仲間であり、法律の規制を受ける。
規制内容は、次のとおりである

1 車道・左側通行の原則【罰則 3ヶ月以下の懲役または 5万円以下の罰金】

歩道のある道路では、車道を通行し、その際左側端によって通行しなければならない。

2 自転車が歩道通行できる場合(車道通行の例外)

次の場合は、例外として歩道を通行できる

- ① 道路標識や道路標示によって自転車が歩道を通行できることとされているとき
- ② 運転者が 13 歳未満の児童、幼児、70 歳以上の高齢者であるとき
- ③ 運転者が車道通行に支障がある、身体障害者であるとき
- ④ 車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合

3 歩道通行の方法【罰則①②③ 2万円以下の罰金又は料料】

歩道を通行する場合は、次の事項を守らなければならない

- ① 道路標示により、自転車が通行すべき部分として指定された部分がある場合は、その部分を徐行して進行しなければならない
- ② 自転車指定部分がない場合は、歩道の中央から車道よりの部分を徐行して進行しなければならない
※徐行とは、車両等が直ちに停止できる速度で進行することをいう
- ③ 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない

4 徐行【罰則 3ヶ月以下の懲役又は 5万円以下の罰金・過失は 10万円以下の罰金】

自転車は、左右の見通しのきかない交差点に入ろうとするときや「徐行」の標識がある場所を通行するときは、徐行しなければならない

5 一時停止【罰則 3ヶ月以下の懲役又は 5万円以下の罰金・過失は 10万円以下の罰金】

一時停止の標識のある交差点では、その交差点の停止線の直前で一時停止し、交差車両等の通行を妨げないようにしなければならない

6 安全運転の義務【罰則 3ヶ月以下の懲役又は 5万円以下の罰金・過失は 10万円以下の罰金】

運転者は、ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路交通の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない

7 二人乗り等の禁止【罰則 2万円以下の罰金又は料料】

運転者は、乗車席以外の場所に乗車させて自転車を運転してはならない

8 自転車運転者の遵守事項

- ① 自転車運転中の携帯電話使用の禁止
 - ② 安全運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえない状態での運転
いわゆる「ながら運転の禁止」【①②罰則 5万円以下の罰金】
- その他に「ブレーキ不良運転の禁止」「反射機材等の装備義務」「自転車の不整備」「ライトの点灯義務」など、それぞれに罰則がある



平成 27 年 6 月 1 日施行

「自転車運転者講習」



対象者は 14 歳以上

定められた 14 項目の危険行為を繰り返し、過去 3 年以内に 2 回以上検挙された場合に受講

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 信号無視 | 8 右折時・直進車や左折車への通行妨害 |
| 2 通行禁止道路（場所）の通行 | 9 環状交差点安全進行義務違反 |
| 3 歩行者用道路での歩行者妨害 | 10 一時不停止 |
| 4 歩道通行や車道の右側通行 | 11 歩道での歩行者妨害 |
| 5 路側帯での歩行者の通行妨害 | 12 制動装置不備の自転車の運転 |
| 6 遮断踏み切りへの立ち入り | 13 酒酔い運転 |
| 7 左方車優先妨害・優先道路車妨害 | 14 安全運転義務違反 |

※受講命令が出てから 3 ヶ月以内に受講しなければ 5 万円以下の罰金

※受講料は 5,700 円、受講時間は 3 時間

